（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表のように改正する。

第一表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（資格取得の届出） **第一条の二**　法第十二条第一項の規定による第一号被保険者（法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長（特別区にあつては、区長とする。第二章第一節を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。 一～三　（略） 四　個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は基礎年金番号 2　法第十二条第五項の規定による第三号被保険者（法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによつて行わなければならない。 一～三　（略） 四　個人番号又は基礎年金番号 五　（略） 六　配偶者の個人番号又は基礎年金番号 3　前二項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前二項の規定により第一項の届書又は前項の届書若しくは光ディスクに基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 二　第三号被保険者の資格の取得の届出を行う者にあつては、次に掲げる書類 イ　前項の規定により同項の届書又は光ディスクに配偶者の基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 ロ　（略） ハ　日本国籍を有しない者（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる者を除く。）にあつては、ローマ字により氏名を表記した書類 （資格取得の申出） **第二条**　法附則第五条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十一条第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定による被保険者の資格の取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。	（資格取得の届出） **第一条の二**　法第十二条第一項の規定による第一号被保険者（法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を市町村長（特別区にあつては、区長とする。第二章第一節を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。 一～三　（略） 四　第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、基礎年金番号 2　法第十二条第五項の規定による第三号被保険者（法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによつて行わなければならない。 一～三　（略） 四　前条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、基礎年金番号 五　（略） 六　配偶者の基礎年金番号 3　前二項の届書又は光ディスクには、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 二　第三号被保険者の資格の取得の届出を行う者にあつては、次に掲げる書類 イ　配偶者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 ロ　（略） ハ　ローマ字により氏名を表記した書類（第三号被保険者が日本国籍を有しない者である場合に限る。） （資格取得の申出） **第二条**　法附則第五条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十一条第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定による被保険者の資格の取得の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。